

平成 24 年度税財政等に関する提案 (説明資料)

平成 23 年 11 月
全国知事会

地球温暖化対策のための税

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

〔石炭〕税率:670円/t 〔天然ガス、石油ガス等〕税率:780円/t 〔原油及び石油製品〕税率:760円/kl

税込:2,405億円
(平年度)

法案審議中

税込:4,763億円

税率:700円/t

〔石炭〕

税率:1,080円/t

〔天然ガス、石油ガス等〕

税率:2,040円/kl

〔原油及び石油製品〕

石油石炭税
(国税)

地球温暖化対策のための税

平成22年10月28日政府税調提言内容

地球温暖化対策に関する
地方の役割等を踏まえて、
一定割合を地方税源化すべき

平成23年度税制改正大綱(抜粋)

第2章 6. 環境関連税制

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO2排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

(現行)
軽油引取税
〔本則税率〕
税率:15.0円/ℓ
税込:4,085億円

(現行)
軽油引取税
〔当分の間税率〕
税率:17.1円/ℓ
税込:4,657億円

軽油引取税
(地方税)

〔現行〕揮発油税
〔本則税率〕

税率:24.3円/ℓ
税込:13,170億円

〔現行〕揮発油税
〔当分の間税率〕

税率:24.3円/ℓ
税込:13,170億円

揮発油税
(国税)

〔現行〕地方揮発油税
〔本則税率〕

税率:4.4円/ℓ
税込:2,351億円

〔現行〕地方揮発油税
〔当分の間税率〕

税率:0.8円/ℓ
税込:427億円

地方揮発油税
(国税)

税込は、地球温暖化対策のための税を除き、平成23年度予算・地方財政計画ベース

地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

C02、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

総務省が予算額を調査し作成したもの。

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

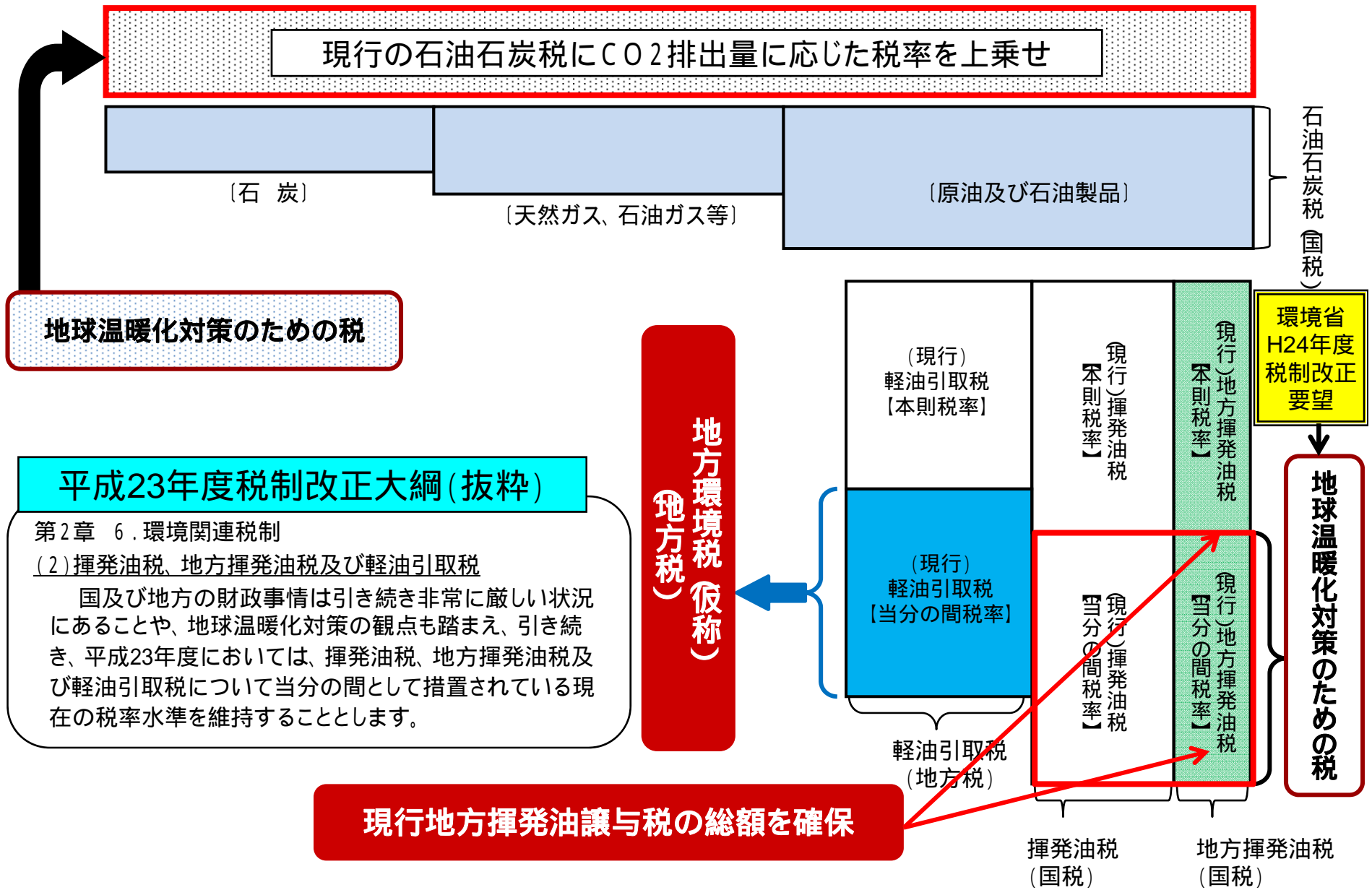
合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

地球温暖化対策のための税



環境自動車税(仮称)の創設

【これまでの経緯】

- H21年11月 原口総務大臣(当時)が環境自動車税の創設を提唱
- H22年 3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)を設置
- H22年 9月 「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表
- H22年11月 片山総務大臣(当時)が「環境自動車税(仮称)に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

自動車税(地方税)

排気量等に応じた課税

毎年度徴収

平成23年度税込

地方 1.6兆円

自動車重量税(国税)

車両重量に応じた課税

車検時徴収(2~3年ごと)

平成23年度税込

{ 国 0.4兆円
地方 0.3兆円
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化

~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)
(新しい地方税)

自動車取得税の堅持

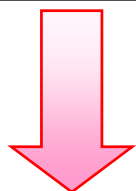
自動車取得税は、

自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの

偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

自動車取得税収(全国)の推移

平成20年度決算額 3,663億円



エコカー減税の導入(H21～H23)
電気、天然ガス、ハイブリッド車等…非課税
低燃費かつ低排出ガス認定車等
…75%又は50%軽減

平成21年度決算額 2,310億円

エコカー減税による当初の減収見込額
1,390億円

減収補てん交付金500億円を創設

実際には、1,730億円の減収
(見込額を大幅に上回る減収が発生)

市町村交付金

都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長及び面積にあん分して交付。

	富山県税収	うち市町村交付金
20年度	34億円	22億円
21年度	21億円	15億円

政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。

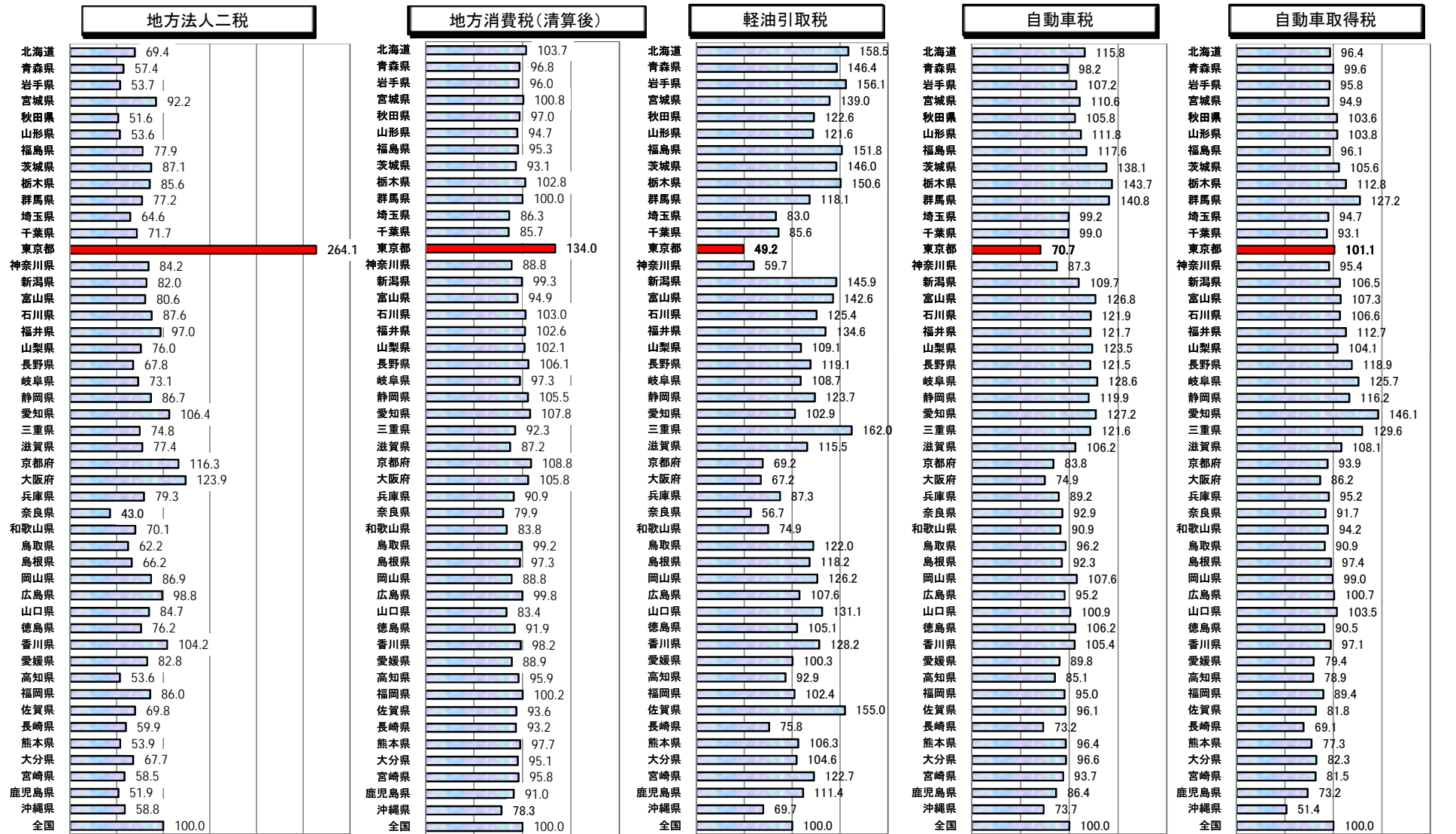


制度の見直しによる影響は、
特に政令指定都市で大きく生じる。

	横浜市	名古屋市	大阪市	川崎市
20年度	84億円	67億円	67億円	30億円
21年度	56億円	40億円	38億円	20億円

人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)

大都市への税源偏在が課題となる中で、軽油引取税・自動車税・自動車取得税は偏在性の少ない貴重な財源



最大/最小:6.1倍
(東京)(奈良)
4兆8,036億円

最大/最小:1.7倍
(東京)(沖縄)
2兆4,131億円

最大/最小:3.3倍
(三重)(東京)
9,083億円

最大/最小:2.0倍
(栃木)(東京)
1兆6,544億円

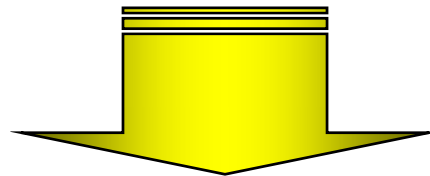
最大/最小:2.8倍
(愛知)(沖縄)
2,310億円

国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方の協議の場に関する法律(抜粋)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



平成24年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき